管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

鳥取県人事委員会委員長 曽 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第36号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後 改正前 (支給月額) (支給月額) 第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下|第3条 前条第1項に規定する職を占める職員(以下 「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月 「管理職員」という。)に支給する管理職手当の月 額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属し 額は、当該職員に適用される給料表、当該職員の属 する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定に する職務の級及び当該職に係る同条第2項の規定に よる区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月 よる区分に応じ、それぞれ別表第2の管理職手当月 額欄に定める額(給与条例第1条の2に規定する短 額欄に定める額とする。 時間勤務職員及び給与条例第4条の2第1項に規定 する育児短時間勤務職員等にあっては、同欄に定め る額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」とい う。)第2条第2項から第4項まで又は県費負担教 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥 取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条 例」という。)第2条第2項から第4項までの規定 により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例 第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2 条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ て得た額(その額に1円未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた額))とする。 2 略 2 略

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額	
			再任用職員以外の職員	再任用職員
	9級	1種	125,700円	108,900円
	8 級	2種	90,700円	77,000円
		2種	85,400円	70,300円

	7級	3種	68,300円	56,300円
行政職給料表		4種	59,800円	49,200円
		3種	64,200円	49,600円
	6 級	4種	56,200円	43,400円
		5種	48,200円	37,200円
	9級	2種	92,400円	80,900円
公安職給料表	8級	2種	87,700円	74,600円
		3種	70,200円	59,600円
		3種	69,000円	54,000円
	7級	4種	60,400円	47,300円
		3種	70,300円	65,600円
	4 級	4種	61,500円	57,400円
教育職給料表(1)	- 1112	5種	52,700円	49,300円
	3 級	3種	68,100円	53,400円
		4種	59,500円	46,700円
		5種	51,000円	40,000円
		6種	50,200円	39,200円
		7種	42,600円	33,400円
	2 級	8種	32,500円	21,600円
	4 級	3種	67,600円	64,000円
		4種	59,300円	56,000円
		5種	50,800円	48,100円
教育職給料表(2)	3 級	3種	66,000円	52,300円
		4種	57,800円	45,700円
		5種	49,500円	39,300円
		6種	48,600円	38,400円
		7種	41,300円	32,700円
研究職給料表	5 級	1種	124,800円	94,900円
		2種	99,800円	75,900円
	4級	2種	86,500円	64,300円
		3種	69,200円	51,400円
		4種	60,500円	45,000円
	4級	1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
医療職給料表(1)		3種	85,000円	71,600円
	3 級	2種	99,200円	75,400円
		3種	79,300円	60,300円
	7 級	2種	84,500円	72,000円
医療職給料表(2)		3種	67,600円	57,600円
	6級	3種	64,200円	50,900円
		4種	56,200円	44,500円
	7級	2種	85,200円	73,100円
د د د خد ادراد ۸ د راهور خور حور		3種	68,200円	58,600円
医療職給料表(3)	- /-	3種	66,900円	51,300円
	6 級	4種	58,600円	45,000円

		5 種	50,200円	38,500円
海事職給料表	5 級	4種	62,600円	48,200円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。 附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。